

3. 格差が拡大するとともに貧困問題が深刻化しつつありますが、貧困線以下の低所得層が存在する原因と背景を明らかにし、貧困対策としてのセーフティーネットの効果と問題点について論じなさい

#### 1. 貧困線以下の層が存在する原因と背景

貧困の定義には、絶対的貧困と相対的貧困がある。絶対的貧困とは生活するための衣食住および衛生などについて最低限必要な「生存水準」より低い貧困レベルである。この生存水準を貧困線という。絶対的貧困は国家、文化、技術レベルに関係なく同じレベルでなければならない。この指標には、2000年代においては1人当たり年間所得370ドル以下とする世界銀行の定義がある。相対的貧困とは社会の平均的な所得・生活水準の一定割合を貧困線とし、それ以下のレベルである。健康で文化的な最低生活費として公式に定められた生活保護費などが貧困線に相当しそれ以下のレベルとする。

貧困の程度を測定する指標として、貧困の発生頻度である貧困率と貧困の強度である所得ギャップ、両者を掛け合わせた貧困ギャップがある。貧困ギャップは貧困の困窮度を表す。

貧困の実態として「生活扶助基準からみた貧困率の推移」によると、貧困率は、1985年、1995年、2006年の全世帯ではそれぞれ10.6%、8.7%、11%と変化し、この20年間でほぼ10%の世帯が最低生活費（貧困線）未満の状態である。貧困率が高い世帯は単身の高齢者（男女）と片親と未婚子である。女性高齢者の貧困率が高い背景には年金受給額が男子の半分という実態がある。

世帯業態別にみると全世帯の貧困率は10.7%である。貧困世帯のうち有業世帯が56%無業世帯が44%である。これから考えられることは、フルタイムで働いても貧困線以下の所得しか得られない世帯の実態がわかる。10.7%の56%で6%となり、2006年の全国の有業世帯3627万のうち6%の218万世帯が貧困世帯になる。

世帯主の年齢と有業状況別に相対貧困率をみると、2004年の全世帯の貧困率は9.5%。世帯主が30歳未満では15.7%と最も高く、30歳以上では年齢が上がるにつれて7.2%から14.1%へと高くなっている。全世帯の有業人員別にみると、なしで20.3%、1人9.3%、2人5.1%と低下していき、1人増えるごとに相対貧困率は半減していく。有業者がなしの世帯では若いほど貧困率が高くなっており、これは若者は収入やたくわえが少なく失業給付も受給する機会が少ないという背景がある。65歳以上になると16.7%と下がるのは公的年金制度の支援があるためである。

世帯構成・有業人員別に相対貧困率をみると、貧困リスクが最も高いのは大人1人と子供世帯の59%、次に単身世帯の19.6%である。

大人1人と子供世帯では有業者がいて54.7%、いなくて89.3%となる。これはワーキングプアの典型である。単身世帯で有業者なしが32.1%であることから職に就かないと3人に一人が貧困者になるリスクがある。働いている単身者でも9.2%の貧困率はワーキングプ

アの現実を示している。

## 2.セーフティーネットの効果と問題点

働いていても貧困線以下の収入が得られない実態をなくするために国によるセーフティーネットが実施されている。

1)最低賃金制度：最低賃金法に基づいて国が賃金の最低額を定め、使用者はその賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度である。地域別、産業別に時間額で表示され、労使に大きな影響を与えないよう低いレベルに定められている。そのため大都市では生活保護費よりも低い賃金になる可能性が出てくる。

このことはこの制度がセーフティーネットとしての効果を十分に果たしていないことになる。最低賃金の引き上げの設定を詳細に吟味して決める必要がある。

2)雇用保険制度：労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のため失業者や教育訓練をうけた者に失業給付を支給する制度である。

雇用の不安定な非正規労働者に対して給付及び安定雇用の促進は大きな課題である。少子化対策として育児休業給付については社会全体が理解し、定着することが必要である。

3)公的扶助制度：これは生存のための最後のセーフティーネットである。生活保護制度の機能が有効に働いているかは捕捉率で判断できる。日本の生活保護の捕捉率は 20%前後であり先進国に比べれば低い水準である。具体的にみれば貧困世帯 5 世帯に 1 世帯しか受給していない現状である。これには受給資格や資力調査が厳格すぎて申請段階で除外されるためである。

対象者は身寄りのない高齢者、傷病・障害者、母子世帯などに限られているのが実態である。一般世帯の捕捉率は 10%前後の実態である。一方申請段階で受給できた者は一生受給して働かずにいるという現実もあり、受給後の審査、調査の課題がある。 (B)